

委託契約の一部の種目にインセンティブ発注を導入します！

横浜市財政局契約第二課が発注する委託は、入札が一定の時期に集中するため、入札参加者が多く、事業者間の競争が激しくなっています。行き過ぎた競争を緩和し、本市に貢献する事業者の入札参加機会をより多くするため、平成29年度契約分から、委託契約の一部の種目において『インセンティブ発注』を導入します。

インセンティブ発注とは・・・

インセンティブ発注とは、本市に貢献する事業者を入札において優遇する発注で、事業者の本市に貢献する努力が適正に評価され、入札において優遇されることによる意欲・意識の向上と、評価項目を満たす事業者だけが参加できることによる、入札の競争性の緩和が期待できる発注方式です。

1 概要

	導入内容
対象契約 (入札方式)	一般競争入札（条件付）により落札者を決定する委託契約
対象業務 (営業種目)	・ 道路・公園清掃 ・ 公園緑地等管理 ※その他の種目については、今後の入札結果等を見ながら検討してまいります。
インセンティブ 評価項目	以下のいずれかに該当する事業者 ・ 災害協力事業者名簿登載事業者 ・ 横浜型地域貢献企業認定事業者 ※インセンティブ発注の対象となる契約ごとに、入札公告の入札参加資格「その他」欄に記載します。

2 実施時期

平成 29 年 2 月 7 日以降に公告する案件から実施します。

財政局契約部
契約第二課委託契約係
045 (671) 2186・2250